

The Second Asian-Oceanian Standard Setters Group(AOSSG) Meeting New wind from Asia-Oceania to IFRS <small>September 29-30, 2010 Tokyo, Japan</small>	
2010年9月29日(会議初日)	
時間	プログラム
AM	8:30- 9:00 受付
	開会のご挨拶他 - 秋葉原コンベンションホール (会議場 A)
	9:00- 9:05 歓迎のご挨拶 (西川 郁生, 企業会計基準委員会 委員長)
	9:05- 9:20 基調講演 1 (東金融担当副大臣)
	9:20- 9:50 基調講演 2 (Sir David Tweedie, 国際会計基準審議会(IASB) 議長)
	9:50-10:30 議長、副議長選任(Mohammad Faiz Azmi/西川 郁生)
	10:30-11:00 MoU/MO 変更決議
	11:00-11:20 休憩
11:20-12:30 IASB における最近の基準開発 <ul style="list-style-type: none"> - 全般(ウォーレン・マクレガー理事) - 金融商品(PK 理事) - 収益認識(張 為国理事) - リース契約(山田 辰己理事) 	
昼食 - 秋葉原 UDX	
12:30- 1:45 昼食	
テクニカルセッション 1 - 秋葉原コンベンションホール (会議場 A)	
1:45- 2:00 記念撮影	
2:00- 3:15 金融商品 ワーキンググループ (WG) リーダー: オーストラリア WG メンバー: 中国、香港、日本、韓国、マレーシア、ニュージーランド、シンガポール	
3:15- 4:15 保険 WG リーダー/副リーダー: 韓国/中国 WG メンバー: オーストラリア、香港、インドネシア、日本、マレーシア、ネパール、タイ	
4:15- 4:30 休憩	
4:30- 5:30 イスラム金融 WG リーダー: マレーシア、 WG メンバー: オーストラリア、インドネシア、韓国、パキスタン	
5:30- 6:00 公正価値測定 WG リーダー: 中国 WG メンバー: 香港、日本、韓国、マレーシア	
夕食会 - グランドプリンス赤坂	
7:30- 9:30 夕食会	

2010年9月30日(会議2日目)	
時間	プログラム
AM	テクニカルセッション 2 - 秋葉原コンベンションホール (会議場 A)
	8:30- 9:00 財務諸表表示 WG リーダー/副リーダー: 韓国/中国 WG メンバー: オーストラリア、香港、日本、マカオ、マレーシア、 ニュージーランド
	9:00-10:00 リース WG リーダー/副リーダー: シンガポール/インドネシア WG メンバー: オーストラリア、中国、香港、日本、韓国、マカオ、 マレーシア、ネパール、ニュージーランド、パキスタン、 スリランカ、タイ、ウズベキスタン
	10:00-10:15 休憩
	10:15-11:30 収益認識 WG リーダー/副リーダー: 日本/シンガポール WG メンバー: オーストラリア、中国、インドネシア、香港、マカオ、 マレーシア、ニュージーランド
	11:30-12:00 連結 WG リーダー/副リーダー: シンガポール/中国 WG メンバー: 香港、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、 ニュージーランド、スリランカ、タイ、ウズベキスタン
	12:00-12:30 排出量取引 WG リーダー/副リーダー: 中国/日本 WG メンバー: 韓国
PM	昼食 - 秋葉原 UDX
	12:30- 1:45 昼食
	テクニカルセッション 3 - 秋葉原コンベンションホール (会議場 A)
	1:45- 2:15 AOSSG メンバーへの質問票について リーダー: 韓国
	2:15- 3:00 議論の総括、今後の課題に関する検討について 議長: 西川 郁生
	3:00- 3:15 休憩
	閉会のご挨拶他 - 秋葉原コンベンションホール (会議場 A)
	3:15- 3:40 AOSSG ウェブサイトについて リーダー/副リーダー: オーストラリア、日本 WG メンバー: 韓国
	3:40- 3:50 プレスリリースの承認 議長: 西川 郁生
	3:50- 4:00 閉会のご挨拶 (西川 郁生)

平成 22 年 10 月 4 日

第 2 回 アジア・オセアニア会計基準設定主体グループ会議

～ プレスリリース～

平成 22 年 9 月 29 日と 30 日、第 2 回アジア・オセアニア会計基準設定主体グループ (AOSSG) 会議が、東京 (秋葉原コンベンションホール) にて開催されました。同会議は企業会計基準委員会 (ASBJ) の主催により、アジア・オセアニア地域における 24 の会計基準設定主体、国際会計基準審議会 (IASB) の代表者及び国際財務報告基準財団トラスティーが参加して行われました。今回の会議に参加した会計基準設定主体は、オーストラリア、ブルネイ・ダルサラーム、カンボジア、中国、ドバイ、香港、インド、インドネシア、イラク、日本、韓国、マカオ、マレーシア、モンゴル、ネパール、ニュージーランド、パキスタン、フィリピン、サウジアラビア、シンガポール、タイ、トルコ、ウズベキスタン、ベトナムの団体です。なお、今回の会議から、8 カ国の会計基準設定主体が AOSSG に新たに加入しています。

昨年 の 第 1 回 会 議 で 合 意 さ れ た 通 り、AOSSG は 以 下 を 目 的 と す る も の で す。

- (a) 当地域の各国による (IFRS) の採用及びIFRSとのコンバージェンスを促進すること
- (b) 当地域の各国によるIFRSの統合的な適用を促進すること
- (c) IASBの専門的活動に対する当地域からの意見を調整すること
- (d) 当地域の財務報告の品質改善のため、政府や規制当局、他の地域組織や国際機関と協力すること

これらの目的を達成する観点から、AOSSGでは、IASBが進めているプロジェクトについて意見を取りまとめるための作業グループが設置されています。現在、連結、排出量取引、公正価値測定、金融商品、財務諸表表示、保険契約、イスラム金融、リース、収益認識の9つのプロジェクトに関する作業グループが設置され、積極的な活動を行っております。

会議の冒頭に行われた基調講演において、東祥三金融担当副大臣から、IFRSの開発についてアジア・オセアニア地域の会計基準設定主体間で連携していくことが重要であるというご発言がありました。また、IASBのDavid Tweedie 議長から、AOSSGからIFRSの開発に対する貢献に深く感謝の意が示されるとともに、

（仮 訳）

アジア・オセアニアの持続的な成長と発展を鑑みると、同地域からの意見が一層重視されるべきとの旨が述べられました。

AOSSG の組織運営に関する議論では、企業会計基準委員会の西川郁生委員長及びオーストラリア会計基準審議会の Kevin Stevenson が今後 1 年間における AOSSG の議長、副議長に就任することとなりました。西川委員長からは、今後 1 年間における AOSSG 議長就任の挨拶において、AOSSG から IFRS の開発へのインプットを続けていくとともにメンバー間のコミュニケーションを促進していくことへのコミットメントが改めて示された上で、AOSSG の今後の活動に関する戦略を纏めていきたいとの旨が示されました。

また、議長及び副議長による組織運営を補助するとともに、作業グループが設置されていない分野について適時に対応することを目的として、「議長諮問委員会」を設置することが決議されました。また、AOSSG の活動を周知することを目的として、ウェブサイトを立て上げることも合意されました。ウェブサイトについては、近日中に公開される予定です。

テクニカル・セッションにおいては、AOSSG のメンバーから IASB のプロジェクトに対して多くのコメントがされました。IASB からの出席者からは、深い洞察のあるコメントに感謝の念が示されるとともに、これらを十分に検討したいとの発言がありました。作業グループのメンバー構成と議論の概要については、別紙をご参照下さい。

さらに、AOSSG は、IFRS への収斂又は適用の状況を調査するとともに、AOSSG において今後検討すべき課題を明らかにするためにアンケート調査を実施し、当該調査結果を踏まえ、今後、取組が必要なプロジェクトについて議論を行いました。議論の結果、IAS 第 41 号「農業」について新たな作業グループ（リーダー：インドの会計基準設定主体）を設置することが合意されました。

第 3 回の AOSSG 会議は来年秋にオーストラリアで開催される予定です。

以上

第 2 回 AOSSG 会議における議論の概要

1. 連結 WG

作業グループ（WG）は、IASB による全ての企業に適用可能な単一の原則に基づく連結モデルの開発努力に対して支持を表明した。ただし、明確な適用ガイダンスの必要性を強調し、最終基準において「リスクと便益」及び「自動操縦の仕組み」の使用を支配の指標として残すことを求めた。

WG は、資本持分の過半を有することなく支配を与えることになる「支配的株主」の考え方を伴う原則を支持する一方、数多くのその他の少数株主による将来の行動を前提とした支配についての証拠を得ることは困難であるとの懸念を示した。WG は、このような潜在的な不整合は、意思決定に有用な情報をもたらさない可能性があると考えている。また、WG は、IASB に対して、投資企業について基準準案を見直すとともに、投資企業の連結から適用を除外する定めを親会社の会計処理にまで拡大する旨を提案した。

リーダー/副リーダー： シンガポール/中国

WG メンバー： 香港、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、ニュージーランド、スリランカ、タイ、ウズベキスタン

2. 排出量取引 WG

WG は、排出量取引制度（ETS）の各国における会計慣行及びこれに関する会計上の論点に関するメンバーの見解についての調査結果を発表した。その後、幾つかの会計上の論点について議論がされた。

さらに、WG は、IASB に対して、ETS について具体的に扱う権威のある会計ガイダンスが存在しないことを鑑みれば、ETS に関する会計基準の開発は急務である旨を指摘した。加えて、クリーン開発メカニズムのように開発途上国が係わることの多いスキームに関する会計上の論点の重要性を踏まえると、ETS に関する基準の範囲を広くしたり、IAS 第 20 号のような関連する基準を改訂することが必要である旨を提案した。

リーダー/副リーダー： 中国/日本

WG メンバー： 韓国

3. 公正価値測定

WG は、測定の不確実性分析に関する開示を除き、公表が予定されている基準に関するスタッフの文案について概ね支持している旨を表明した。また、AOSSG メンバーは、IASB に対して、会計単位の定めや「最有効使用」の概念、純額で測定される金融商品の開示について再度検討するよう求めた。

また、WG は、公正価値測定について実務上大きな課題があるとの懸念を示した。WG は、公正価値の定義について、ハイレベルの原則に収斂させるだけでは十分とはいえ、国毎に異なる公正価値が適用されることを許容すれば、公正価値情報の質を落とすことになると考えた。このため、AOSSG メンバーは、IASB に対して、基準の適用についてより多くのガイダンスを提供するよう要請した。AOSSG メンバーは、WG に対して、当該地域における公正価値に関する基準の適用または収斂を促進するため、公表予定の基準開発に積極的に貢献することを求めた。

リーダー： 中国

WG メンバー： 香港、日本、韓国、マレーシア

4. 金融商品

AOSSG メンバーと IASB の代表者は、以下に関する AOSSG からのコメントレターにより提起された論点について議論を行った。

- (a) IASB 公開草案 (ED/2009/12) 「金融商品：償却原価及び減損」
- (b) IASB 公開草案 (ED/2010/4) 「金融負債に関する公正価値オプション」
- (c) IASB コメント要請 - 米国財務会計基準審議会 (FASB) 公開草案「金融商品の会計処理、並びに、デリバティブ金融商品及びヘッジ活動の会計処理の見直し」

IASB の代表者からは、AOSSG からのコメントレターの中で注目した点について個別にコメントがされた。

WG からは、AOSSG メンバー及び IASB の代表者に対して、今後予定されている AOSSG からのコメントレターを取り纏めるにあたって IASB からの支援が有用と考えられる点について様々な質問が投げかけられた。IASB の代表者は、これらの質問に対して支援することを同意した。

(仮訳)

AOSSGメンバー及びIASBの代表者は、今後、今年中に公表が予定されているヘッジ会計の公開草案に関するIASBにおける検討状況についても議論を行った。

リーダー: オーストラリア

WGメンバー: 中国、香港、日本、韓国、マレーシア、ニュージーランド、シンガポール

5. 財務諸表表示

WGは公開草案に向けたIASBスタッフの文案についてコメントを発表した。WGは、特に、(1) 営業・投資の区分、(2) 営業と財務のサブカテゴリー、(3) キャッシュ・フロー計算書の直接法と間接法、(4) 利益からキャッシュ・フローへの調整、(5) 複数カテゴリー取引、(6) 現金及び現金同等物、及び(7) 営業利益の開示、に関する7つの重要な論点について議論を行った。AOSSGメンバーはWGに対して、基準開発に貢献するため、これらについて引き続き検討することを求めた。

また、あるWGメンバーからは、実務的でない上に、便益と比べてコストがかかりすぎるとの理由で、財務諸表の様式を大幅に変更することへの強い懸念が表明された。

リーダー/副リーダー: 韓国/中国

WGメンバー: オーストラリア、香港、イラク、日本、マカオ、マレーシア、ニュージーランド

6. 保険

WGは、保険契約についてIASBが高品質でグローバルな会計基準を開発することへの支持を示した上で、(1) 2つのマージン・アプローチと単一マージン・アプローチ、(2) 割引率、(3) 新契約費、(4) 保険料配分アプローチ、(5) 裁量権のある有配当性を有する金融商品、(6) 表示、(7) 経過措置について、メンバー間で議論を行い、IASBに対してこれらの論点について更なる検討を求めた。AOSSGメンバーは、さらに、当該地域における保険契約に関する基準の適用を円滑に行うようにするため、基準開発において、WGがより積極的な関与を行うよう奨励した。

リーダー/副リーダー: 韓国/中国

WGメンバー: オーストラリア、香港、インドネシア、日本、マレーシア、ネ

パール、タイ

7. イスラム金融

幾つかの国において、イスラム金融取引に関する定めが IFRS と異なっていることを踏まえ、WG は、これらの国で懸念となっている基準を特定し、相違が発生する原因を明らかにするため、調査を行った。会議では、イスラム取引の会計に関する異なる見解をまとめた WG の調査報告書が提示されるとともに、WG が識別した 15 の論点に関して簡単な議論が行われた。当該取組みを通じて、WG は、アジア・オセアニア地域で IFRS の利用を促進するためには、イスラム法の解釈によってイスラム金融取引に一部の IFRS は適用できないとする利害関係者がいることを、IASB は念頭に置く必要があると結論付けた。

AOSSG メンバーは、イスラム金融の重要性が高まるにつれ、これらの問題が特定国における IFRS の採用に影響を与えることがある旨を指摘した。WG は新しく公表される公開草案についてイスラム金融への影響を検討するとともに、メンバー国がどのようにコンバージェンスの問題を扱うかについて調査の実施及び実務上の問題をより十分に理解するために特定の地域に対するアウトリーチ活動を行うことも計画している。

リーダー: マレーシア

WG メンバー: オーストラリア、ドバイ、インドネシア、韓国、パキスタン、サウジアラビア

8. リース

WG は、IASB が 2010 年 8 月の公開草案で示しているリースに関する提案について、概ね支持する旨を表明したが、一定の分野に関して幾つかのコメントや懸念を表明した。WG は、特に、貸手側の会計処理に関して、適用の一貫性を確保し、借手側の会計処理との整合を図るため、単一のアプローチを適用するべきであるとの見解を示した。また、複雑性を軽減するため、WG は、実質的に原資産の売買に相当する契約について別個の規定を定める必要はないと考えており、支払リース料の測定に関しては「最も発生の可能性の高い」アプローチを採用すべきと考えている。

WG は、さらに、購入オプションやサービスとリースの要素が含まれる契約について、IASB の提案の中で、形式よりも実質を重視する必要についても強調した。WG は、最後に、すべての投資不動産を本会計基準の適用範囲外として IAS

(仮訳)

第40号で扱うこと、及び、各国がこれらの変更案を適用するための十分な経過期間を設ける旨を提言した。

リーダー/副リーダー: シンガポール/インドネシア

WGメンバー: オーストラリア、中国、香港、日本、韓国、マカオ、マレーシア、ネパール、ニュージーランド、パキスタン、スリランカ、タイ、ウズベキスタン

9. 収益認識

WGは2010年6月に公表された公開草案「顧客との契約から生じる収益」について、概ね支持する旨を表明した一方、以下のようなコメント及び懸念を表明した。

- (a) 区分の概念を、顧客に固有であるサービスに適用することが実務上特に困難である旨、及び、区分の概念を適用する際に、他の企業の実務慣行を考慮すべきではない旨。
- (b) 共同支配(特に単一の当事者から複数の当事者への支配の移転の場合)、長期契約、サービス契約について、連続的及び一時的な支配の移転を表す指標について、改善または補強する必要がある旨。
- (c) 顧客の信用リスクについて、収益の減額ではなく、売掛金の減損として扱うべきではないかという旨。
- (d) 企業の価格戦略を考慮に入れて、取引価格の配分方法を改善する必要がある旨。

これらの論点について、AOSSGメンバーとIASBの代表者との間で議論された。

リーダー/副リーダー: 日本/シンガポール

WGメンバー: オーストラリア、中国、インドネシア、香港、マカオ、マレーシア、ニュージーランド

以上

